事　務　連　絡
令和７年 12 月 26 日

各都道府県税務主管課　御中

総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室

軽油引取税の当分の間税率の廃止に伴う特別徴収義務者に対する交付金の取扱いについて

軽油引取税の特別徴収義務者交付金の取扱いについては、昭和 48 年５月 24 日付自治府第 52 号、昭和 53 年６月 26 日付自治府第 72 号、昭和 55 年４月 22 日付自治府第 36 号、昭和 60 年４月１日付自治府第 32 号及び平成２年 10 月１日付自治府第 76 号をもって通知しているところです。

軽油引取税の当分の間税率については、令和７年 11 月５日の自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党及び日本共産党の６党間での合意を踏まえ、本日閣議決定された令和８年度税制改正大綱に基づき、令和８年４月１日に廃止することとされています。

当分の間税率の廃止による影響を勘案した令和８年度における軽油引取税収を踏まえると、令和７年度の特別徴収義務者交付金（軽油引取税収の２．５％に相当する金額）と同水準を令和８年度の交付金額と設定する場合には、軽油引取税収の４．９％に相当する金額となるので、各都道府県におかれましては当該交付金の交付率の決定に際しての参考とされますよう適切に対応願います。

なお、令和８年度における特別徴収義務者に対する交付金に係る経費については、上記４．９％に相当する金額を前提に、引き続き現行と同様の地方財政措置を講ずることとしております。

（連絡先）
総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室
担　当：梅谷主査、田中事務官
電　話：03-5253-5665